

義肢等補装具支給制度の意義及び役割（案） —山口浩一郎先生と西村健一郎先生の意見の取りまとめ—

上智大学の山口浩一郎名誉教授、京都大学法科大学院の西村健一郎教授の意見を次のとおり取りまとめた。

1 義肢等補装具支給制度の意義

(1) 義肢等補装具支給制度における社会復帰

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、必要な保険給付を行い、併せて社会復帰の促進等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としており（労災保険法第1条）、このため、労災保険においては保険給付に併せて、社会復帰促進等事業を行うこととしている（同法第2条の2、第29条）。

労災保険制度は、被用者保険の1つとして、戦後いち早く実施されたが（昭和22年）、この時以来、社会復帰促進等事業は、一貫して労災保険制度の内容を構成するものと扱われてきたものであり（古くは保険施設、その後は労働福祉事業）、社会復帰促進等事業の労災保険制度における位置付けは、条文にあるように、既に明確になっている。

この社会復帰促進等事業は、労災保険の本体給付を補完し、被災労働者の社会復帰を促進する上で重要な役割を果たしてきている。換言すれば、労災保険の本体給付（金銭給付）に加えて、義肢等補装具を支給する等の社会復帰促進等事業を行うことにより、被災労働者の十全な社会復帰が可能となるといえる。

このように、労災保険の義肢等補装具の支給は、社会復帰促進等事業として実施しているものであり、労災保険給付と一体的なものとして、被災者側の経済的事情に関係なく、障害の状況に応じて行われており、労災保険法第1条の「被災労働者の社会復帰の促進」という労災保険の目的に資するものである。

なお、義肢等補装具支給制度は、労働災害又は通勤災害により、四肢の亡失、機能障害等の傷病を被った労働者に対し、その傷病の治ゆ後に残存する障害に対して、身体機能を補完、代替するための義肢、装具、車いす及びストマ用装具等を支給し、又は、併発疾病を防止するための褥瘡予防用敷ふとん及び浣腸器付排便剤等の補装具を支給しているものであって、これにより、日常生活、社会活動、職業活動への回帰を容易とし、社会復帰を促進するものである。

(2) 比較法的観点からみた労災保険法における義肢等補装具制度の必要性

労災保険における療養（補償）給付は、治ゆ（症状固定）となるまで行われ、その時点で障害が残った場合には、障害（補償）給付が行われることとなっているが、義肢等補装具制度は当該障害の程度、つまり障害等級を踏まえて支給する仕組みとなっている。

早期に社会復帰を促進するため、支給の実態としては、未だ障害（補償）給付の支給決定を受けていないが、義肢等補装具の支給要件を満たすことが明らかであると見込まれる者に対しても支給することができるとしている。

このように労災保険制度においては、産業災害や職業病等の実情を踏まえて、療養の要否や障害等級を判断し、労災保険給付とともに義肢等補装具の支給が実施され、障害の実情を考慮した機動的な対応が可能になっている。

さらに、労災保険を実施する国においては、義肢等補装具の支給は、被災労働者の社会生活・職業生活への復帰のための重要な給付として、重要な意義が与えられている。特にドイツにおいては、労災保険の任務として、予防、リハビリテーション、補償が挙げられているが、リハビリテーションについては、労働災害又は職業病が生じた後、被保険者の健康及び活動能力をあらゆる適切な手段をもって回復するという課題を担っており、わが国において義肢等補装具として支給されているものが、ドイツでは労災保険の本体給付として行われている。

ILO121号条約（業務災害の場合における給付に関する条約）の第10条においても、負傷又は疾病に係る医療及びこれに関連する給付のうち、「歯科用治療材料、薬剤その他の内科用又は外科用の治療材料（補装具並びにその修理及び必要な場合の再交付を含む。）及び眼鏡」を含めるべきことが規定されている。

わが国は、この条約を昭和49年6月に批准したが、その際、義肢等補装具の支給を含む保険施設（当時）によって、条約の水準をクリアできたものである。

したがって、労災保険制度が存在する以上、労災保険で義肢等補装具の支給を行うことは当然であり、また、比較法的観点からみても労災保険で義肢等補装具を支給することは当然のことである。

(3) 障害者自立支援法の補装具費支給制度との関係

障害者自立支援法は、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービ

スに係る給付その他の支援を行うことで障害者等の福祉の増進を図ること」を目的としており、障害者全般を対象としている。障害者自立支援法に基づく自立支援給付の1つである補装具費支給制度では、補装具の購入又は修理に要した費用に対し、原則として1割を利用者が負担することとなっている。

一方、労働災害により障害を被った労働者に対しては、事業主の補償責任に基づき、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するため、別途労災保険法が制定され、保険給付はもとより社会復帰促進等事業についても、古くから同法に基づく給付・支給が行われており、支給される義肢等補装具に対する被災労働者の費用負担はない。

したがって、義肢等補装具の支給を、障害者自立支援法とは別に労災保険法に基づき実施することにより、産業災害や職業病の実情に応じた新たな支給種目等について、被災労働者の社会復帰を促進するために必要があれば、障害者自立支援法に先行し、機動的に支給することが可能である。また、義肢等補装具の支給に関し、被災労働者に支給される義肢等補装具の費用負担をさせず、全国統一した支給制度を運用できるものである。

2 義肢等補装具支給制度の役割

労働災害又は通勤災害により被災し、一定の後遺障害を残した労働者に対し、傷病の治ゆに当たって、全国統一的な制度として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するなどの義肢その他の補装具を、被災労働者に当該補装具の費用負担をさせずに支給することにより、日常生活における自立を促進し、又は、効果的に社会活動、職業活動への回帰を図り、もって社会復帰の促進に資するものである。

なお、義肢等補装具支給制度は、創設された昭和22年から現在に至るまで、障害者保健福祉施策ではなく、労災保険独自の制度として運用している。被災労働者の社会復帰を促進するという労災保険法の目的を達成するためには、産業災害及び職業病の実情に対応すべく、制度の運営に当たって、障害者自立支援法の補装具費支給制度を参考にしつつも、今後も労災保険独自の制度として運用していく必要がある。